

# 自転車防犯登録について

日本自転車軽自動車商協同組合連合会

# 当連合会について

---

## 日本自転車軽自動車商協同組合連合会（日商連）

1. 設立 昭和26年6月6日
2. 代表理事 東田 和浩（広島県自転車協同組合 理事長）
3. 役員数 10名（理事8名、監事2名）
4. 会員数 43組合（鳥取県、佐賀県、鹿児島県、福岡県を除く）  
※ 所属員数：7,194名（令和7年3月31日現在）  
※ 中協法の規定により、大型専門店、量販店等は未加入
5. 目的 会員及びその組合員（以下「所属員」という。）の相互扶助の精神に基づき、所属員のための必要な共同事業を行い、もって所属員の自主的な経済活動を促進し、かつ経済的地位の向上を図ることを目的とする。
6. 会員資格 本会の会員たる資格を有するものは、本会の地区内において、自転車（原動機付自転車を含む。）又は軽自動車の販売、又は修理を行う事業者を資格事業とする協同組合とする。
7. 関連団体 全国自転車防犯登録団体連合会（全自防）

## 自転車防犯登録の経緯

---

- 昭和33年（1958年） 1月に自転車税が廃止され、それに伴い「自転車鑑札制度」も終了。  
その後は、所有者管理や盗難防止を目的とした「自転車防犯登録制度」へと移行。
- 昭和60年（1980年） 防犯登録データ-電算機入力移行作業開始（東京）。
- 平成 5年（1993年） 自転車基本法改定。**自転車防犯登録が利用者の義務とされる。**
- 平成12年（2000年） 自転車防犯登録料の非課税化移行。

自転車防犯登録が利用者の義務であるとされている現状では、登録希望者の本人確認が適切に行われる限り確実・迅速に登録が行われるべきだが、現状そうっていない

# 自転車防犯登録制度の課題（都道府県ごとの各種登録の相違点）

## ① 新規登録（販売店で自転車を購入時に防犯登録する場合。他都道府県から転居して防犯登録する場合も「新規登録」として取り扱う。）

### 【相違点】

- ・ 自店販売でない未登録の自転車の登録をする場合、**自転車本体の情報（保証書等）がないと「新規登録」できない都道府県がある**。ネット販売等では保証書などの書類が一切無く、新車でも登録できない場合がある。  
⇒本来は自転車本体と持ち込んだ人の身分証明書の確認で登録すべき

## ② 再登録（自転車転車所有者が変わる場合、前所有者の登録情報は抹消され、新しい所有者の情報で登録する。）

### 【相違点】

- ・ **前所有者の情報（登録カード、譲渡書等）がないと登録できない都道府県がある。**

## ③ 変更（異動）（同都道府県内での転居、婚姻による苗字の変更等の場合、防犯登録番号は変更せず、項目の変更のみ行う。）

### 【相違点】

- ・ **過去登録されたデータとの照合ができないと登録できない場合がある。**
- ・ 登録業務が新規登録より手間がかかる場合が多いが、ほとんどの都道府県で販売店が無料で行っている。

# 自転車防犯登録制度の課題（都道府県ごとの各種登録の相違点）

## ④ 抹消登録（自転車の廃棄、転売等で登録した情報を抹消する。）

### 【相違点】

- 所有者が別の都道府県に転居した場合、**元の居住地の登録を抹消しなければ新しい居住地での登録ができない都道府県がある。**
- **必要書類（登録情報記載のカード等）がないと抹消できない都道府県がある。**
- 上記の2点についてはメルカリ等で購入したユーザーが前所有者の情報が無く登録できないケースがある。
- **抹消する際に登録情報を記載するカード等が無い都道府県がある。**（抹消方法についてはアンケート実施予定）
- **抹消の受付を販売店（登録所）ではなく、都道府県警が行っている都道府県がある。**
- 登録業務が新規登録より手間がかかる場合が多いが、ほとんどの都道府県で販売店が無料で行っている。

抹消登録については、盗難車の可能性を重んじ、抹消登録に慎重な都道府県が多く、提示書類が揃わなく、現所有者が登録できない状況が多いと推察される。

## ローカルルール見直しに向けた課題

---

### 防犯登録ローカルルールとその背景

- 防犯登録（新規、再登録、変更、抹消）には、必要書類、確認事項など各都道府県で独自の条件（ローカルルール）がある。
- これは、各都道府県における長年の運用の中で最適な方法が協議され形づくられてきたものである。
- 独自のルールが生じている最大の理由は、各都道府県において、自転車の盗難被害の多寡や地域性などにより、どの程度厳しく登録者や盗難車でないことの確認を行うかという考え方が違うことによる。



### ローカルルール見直しの課題

- 防犯登録は利用者の義務であるとされるのに、登録希望者の本人確認ができて尚、ローカルルールにより防犯登録ができない自転車が増えることについては改善する必要がある。
- しかし、ローカルルールは防犯登録団体のみならず、各都道府県警察の方針の違いにも反映されているため、本全国団体だけでは統一ルールの検討や設定を行うことはできない状況にあり、警察当局との調整が必要である。

# 防犯登録手続きのデジタル化について

## ▶ 防犯登録手続きのデジタル化が望まれる

- 防犯登録の総数が右肩下がりとなる中で登録費用の負担は重くなり続けており、デジタル化などの抜本的な防犯登録手続きの効率化が図られなければ数年ごとに値上げを繰り返さざるを得ない事業構造である。そのため、**一旦はシステム開発のコストを登録料に転嫁させることになるとしても、中長期的にはデジタル化が利用者の利便性と登録料金の適正水準の維持のため不可欠**である。
- 防犯登録の確実性という観点からも、手書き情報の誤登録リスクや、ヒアリングで登録票を記載した場合の聞き間違いリスクを減らすため、**防犯登録のデジタル化が望ましい**。

## ▶ デジタル化の必要性を感じる一方で「資金」と「ローカルルール」がボトルネックとなっている。

- 指定団体ごとに都道府県警の指示で異なるルールを設定している場合があり、共通のシステム化のハードルとなっている。登録や抹消のローカルルールの存在も共通のシステム導入には大きな壁となる。
- 各地の登録団体が個別にシステム化することは資金的におよそ不可能であり、地域ごとに必要な一定の独自性は維持しつつ、**大部分の要素は統一したうえで、一定のシステム共通化（共通システムに各地が必要に応じて個別システムを併用する形）を実現することが必要**ではないか
- **今のままでは一部地域の指定団体のみがローカルルールごとにシステム開発を行いデジタル化する全国的に非効率な状況が懸念される**

### 【デジタル化に当たって考慮すべき観点】

#### ① 人口減少地域の防犯登録は危機的状況だが、地域ごとのきめ細かな対応には地域団体が必要

- 人口減少や高齢化等で防犯登録件数は年々減少傾向。
- 指定団体の収入は登録料のみなので財務状況は厳しく、登録料の値上げが必要となっている。
- その一方で、各地の防犯登録所（地域の自転車店）は、住民の自転車防犯に対する相談等を受ける窓口としての機能もあり、全てを中央集権的に行うと地域を置き去りにしてしまう。自転車盗難の実情も放置自転車の理由も東京と地方では大きく異なっている。そのため、各地域の様々な問題に対応するために都道府県の指定団体は必要と考える。

#### ② 個人情報保護法の改正による義務への対応

- 紙で登録店に保管されている個人情報を持続的に管理する負担は大きい。
- 手書きの登録カードを入力する際の誤入力等の修正も不十分。
- 入力データのセキュリティ向上も急務だが、各団体が多額のシステムセキュリティ構築は不可能。

## その他（防犯登録の更なる活用に向けた課題）

自転車の防犯登録については、ローカルルールやデジタル化のほかに以下の課題を感じている

課題	概要
抹消登録を行った自転車データは削除している	<ul style="list-style-type: none"><li>抹消登録により登録データを抹消するため、抹消の手間に加え過去データを追跡できない不具合が生じる。</li><li>抹消の手続きには新規登録の手続き以上の確認事項が存在するため、その業務負担は相当に負担が大きい。 （なお、過去においてデータを抹消していたのは当時のハード容量の限界に起因していた。）</li></ul>
抹消登録の厳格化により新規登録が行えない場合がある	<ul style="list-style-type: none"><li>盗難等によるなりすましを防止するためには本人確認や譲渡確認がより厳格に行われる必要があるが、中古自転車の売買等が適法に行われた場合でも旧所有者の譲渡承諾書等が当事者間で交付されない例は多く、抹消の手続きが行えない事例が数多くある。新所有者の登録に旧所有者の抹消が必要な都道府県では、新所有者は適法な売買等により自転車を保有しても防犯登録ができない。</li><li>一方で、簡便な手続きでデータを抹消してしまうと、窃盗犯等による登録の抹消を防ぐことができなくなる点には注意が必要。</li></ul>
登録者の身分証明確認による未登録自転車の増加	<ul style="list-style-type: none"><li>すべての登録種別（新規・再登録・変更・抹消）において、自転車本体の確認と登録者の身分証明書等で防犯登録を行う。</li><li>自転車についての情報（保証書・譲渡書等）がない場合、防犯登録ができない都道府県が多く、近年のネット販売等で購入された自転車は保証書等が無い場合が多く、未登録車が増える原因となっている。また、新車ではない自転車については過去の登録データが確認できないと再登録ができない場合があり、現所有者としては未登録となってしまう。</li></ul>
必須項目が記載できない場合に未登録となる	<ul style="list-style-type: none"><li>外国人が旅行等で滞在中に自転車を購入する場合など、住所不定の場合未記入では登録できないことにより防犯登録を行えない事例がある。 （登録販売店の住所を記載する場合あり）</li></ul>
メーカー独自ルールの車体番号により防犯登録情報に登録する際に困難な事例がある	<ul style="list-style-type: none"><li>車体番号は防犯登録の必須項目となっているが、メーカーの独自の管理番号であり、統一されたルールが存在しない。刻印箇所も様々であり、数字・アルファベット等判読が難しく正確な情報は得にくいいため、自転車防犯登録への車体番号の情報付加に課題がある<ul style="list-style-type: none"><li>➤ <u>車体番号に関連して発生している課題の例</u><ul style="list-style-type: none"><li>車体のどの部分に刻印されているかわからないので、見つける作業に時間がかかる。</li><li>複数の場所に刻印がある場合、どれが車体番号なのか判断できない。</li><li>数字とアルファベット（0（ゼロ）O（オー）等）の判別ができない。</li></ul></li></ul></li></ul>
防犯登録可能な「自転車」の範囲が曖昧	<ul style="list-style-type: none"><li>近年の規制緩和により、現在国内では様々なナンバープレートを付さない車両が流通しており、販売店（登録所）では持ち込まれた車両に防犯登録をしてもよいか苦慮するケースが多く混乱を生じさせている。</li><li>普通自転車に該当しない車両に防犯登録をして、その乗り物が事件等に関与した場合、都道府県警から責任を問われる可能性があるため、区分が不明確な自転車仕様の車両を登録できず、防犯登録拒否の要因になっている。</li></ul>